

決済法制に関する補足討議資料

(現行規制を前提に事業を行う資金移動業者(第2類型)に係る論点)

(これまでの討議における指摘)

- 利用者からの受入額が送金上限額を超えている場合に限らず、資金移動業者に対し、利用者資金と為替取引との関連性を確認することを求めるべき。
- 資金移動業者が貸金業の登録を受けて、為替取引のために受け入れている利用者資金を貸金業のために活用して、実質的に信用創造を行うことを防止するべき。

[参考] 第1回の討議資料における検討の方向性(案)

資金移動業者に為替取引との関連性に疑義のある利用者資金が滞留することを防止するため、例えば、利用者1人あたりの受入額が1件あたりの送金上限額(現行は100万円)を超えている場合、資金移動業者に対し、

- ・ 利用者資金が為替取引に関するものであるかを資金移動業者内で確認し、
- ・ 仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者に払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、利用者の預金口座に払出しを行う、

といった措置を講じることを求めることが考えられるか。

(これまでの討議を踏まえた検討の方向性(案))

(1) 利用者資金と為替取引との関連性について

- 資金移動業者に、為替取引との関連性に疑義がある利用者資金が滞留することについては、
 - ・ 資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点からの課題がある、
 - ・ 資金移動業者が本来的には必要がない保全コストを負担することとなり、効率的な業務運営の妨げとなり得る、
 - ・ 出資法の預り金規制に抵触する疑義が生じる、

といった問題がある。

- こうした滞留を防止する観点から、利用者からの受入額が送金上限額以下の場合であっても、資金移動業者が、利用者資金と為替取引との関連性を確認し、必要に応じて利用者に払出しを要請するなどの対応を講じる必要性について、どのように考えるか。今後も現行規制を前提に事業を行う資金移動業者やその利用者に与える影響のほか、既存の資金移動業者における利用者資金残高は5万円未満のものが約95%となっている実態も踏まえた上で、規制を設ける必要性はあるか。

(2) 資金移動業と貸金業の併営による信用創造の可能性について

- 資金移動業者が、利用者資金の保全方法として保全契約を利用する場合、受け入れた利用者資金は資金移動業者の預金口座等に残ることとなる。現行規制上、その用途の制限について明確な規定はないが、資金決済法制定時には、資金移動業と信用創造機能に関し、利用者資金が全額保全されている場合、ある事業者の破綻が他の事業者の信認低下を招く可能性は低く、銀行における取付けと同様な状況は生じないと考えられる旨の指摘もなされていたところ、こうした考え方について、どのように考えるか。
- 利用者資金の保全方法として保全契約を利用しており、かつ、貸金業の登録を受けている資金移動業者^{※1}に対し、利用者資金の全額保全を求めつつ、さらに、為替取引のために受け入れた利用者資金を貸金業のために活用することを防止する規制を設ける必要性はあるか^{※2、※3}。

※1 資金移動業者（10月31日現在全67業者）のうち、利用者資金の保全方法として保全契約を利用しており、かつ、貸金業の登録を受けている業者は3業者。

※2 資金決済法上、資金移動業者は、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められることから、為替取引のために受け入れた利用者資金を自己のために自由に活用して良いわけではないとも考えられるが、貸金業のために活用することを防止する規制を明確化する必要性はあるか。

※3 シンガポールにおいては、eマネー発行サービス提供者に対し、利用者資金を、貸付けのために活用したり、全面的（wholly）又は実質的（to any material extent）に自らが営む事業活動のために活用したりすることを禁止している（貸金業等を併営することは可）。

（以上）